

まち・ひと・しごと創生基本方針 2015 ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー

平成 27 年 6 月 30 日 閣議決定

Ⅲ. 地方創生の深化に向けた政策の推進

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(1) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

①各企業・産業における「稼ぐ力」の向上

(ア) ローカルイノベーション

地域に、グローバルな展開も視野に入れたイノベーションの創出を進めていくため、①大学、研究機関、企業等の連携による地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成、②国内各分野の先端を支え、地域経済を牽引している地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮、③潜在成長力のある企業の地域中核企業への革新を実現していく。これらを通じて、地域発のグローバルイノベーションを創出する。

【具体的取組】

◎地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムの形成

- ・地域の实情に応じ、大学、研究機関や企業など地域経済の中核となる主体を中心にしつつも、その連携を担うコーディネーターの組織化・育成・評価の徹底等を行う中で、全国・世界規模での事業化経験を持つ人材の組織的活用、地域外の資源を取り込んだ研究開発、知的財産の活用促進など戦略的な知的財産マネジメントの強化、これらに必要な人材育成や事業化、販路開拓等に総合的に取り組むことを通じて、科学技術を活用した新産業・新事業の創出に取り組む。これらの施策を通じ、グローバルな展開を視野に入れた地方創生に資する日本型イノベーション・エコシステムを形成する。

◎地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮

- ・成果主義の下、いわゆる橋渡し研究機関と地域の中核企業との連携や、目利き人材による企業のニーズと地域の大学・研究機関等のマッチング機能を強化すること等により、地域における新たな技術・サービスの開発を強化し、地域経済を牽引する地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮・更なる成長に取り組む。
- ・特に、革新的な基礎研究力を有する大学と、国立研究開発法人産業技術総合研究所（産総研）等の橋渡し研究機関の研究センターが近接し、相互の連携により、技術シーズが中堅・中小・ベンチャー企業を含めた幅広い分野の企業に橋渡しされ、迅速に事業化されるための新たな拠点（オープンイノベーション・アリーナ）を形成する。
- ・国内各分野の先端を行く地域中核企業と産官学各分野の連携を強化することによって、グローバル市場を含む新たな市場づくりの具体化を図り、各社が個別に

取り組んでいては得ることが難しい市場性評価を支援、地域中核企業のグローバルイノベーター企業への脱皮と更なる成長を促す。

(2) 観光業を強化する地域における連携体制の構築

地域の観光振興を戦略的に推進する専門的な組織として日本版 DMO を確立するとともに、日本版 DMO が観光産業だけでなく農林水産物、伝統的工芸品、自然、文化、芸術、スポーツなどの地域資源を活用する多様な主体をまとめる役割も同時に果たすことで、これら地域資源及び観光産業の付加価値の向上による地域経済全体の活性化を図ることが重要である。

②地域の資源を活用したコンテンツづくり

観光戦略と連携した地域の特色ある地域製品のブランド化、受入地域のマネジメント強化、戦略的プロモーション、訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境整備を更に進めていく。

【具体的取組】

◎多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

- ・観光戦略と連携し、ブランド価値のある食を提供する。ハラル対応など訪日外国人旅行者が食を楽しむ環境を整備する。
- ・受入地域のマネジメント強化を図る（農家民宿、農家レストラン、体験農園等のサービスの品質管理）。
- ・地域ならではの魅力と特色あるプログラムの策定と戦略的プロモーションを推進する。
- ・周辺産業との連携を図りながら、地域の魅力を紹介する放送コンテンツの国内外への展開等を推進する。
- ・地域スポーツコミッション¹、日本遺産や文化プログラム²などの文化資源の活用を図る。
- ・「道の駅」や高速道路の休憩施設などの既存施設を活用し、地域の農林水産物や特産品の販売を促進する。
- ・「ホストシティ・タウン構想」を推進し、多様で豊かな地域の特色づくりを促進する。
- ・REVIC と地域金融機関等が設立する地域観光・まちづくり活性化ファンドの活用を図る。

¹ 地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業等）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織。

² 「オリンピック憲章」第 5 章第 39 条において、オリンピック競技大会組織委員会が、短くともオリンピック村の開村期間に計画しなければならないとされている複数の文化イベントのプログラムのこと。

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

(2) 「日本版 CCRC」構想の推進

高齢者の希望の実現や地方移住の推進を図る観点や、高齢者の「まちなか居住」や地域・多世代交流を支援する観点から、日本版CCRC構想を推進する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

なお、日本版CCRC構想は、あくまでも地方への住み替えの意向のある高齢者の希望実現を図る選択肢の一つとして推進するものであり、高齢者の意向に反し移住を進めるものではない。

【具体的取組】

◎「日本版CCRC」構想の推進

- ・日本版 CCRC 構想有識者会議において取りまとめられた「日本版 CCRC 構想（素案）を踏まえ、日本版 CCRC 構想の具体的内容や政策支援の在り方を内容とする中間報告につき、今年夏の取りまとめに向けて検討を進め、成案を得る。その後、更なる検討を進め、年末に最終報告を取りまとめ、遅くとも来年度中に、日本版 CCRC 推進の意向のある地方公共団体において、モデル事業を開始する。これにより、東京圏をはじめとする地域の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において、地方大学等における生涯学習や、地域社会との共働、多世代との交流等を通じて健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要なときには継続的なケアを受けることができるような地域づくりの実現・普及を目指す。

(5) 地方大学等の活性化

意欲と能力のある若者が地域に残り活躍する環境を実現するためには、雇用の創出に加え、地方大学等が一層活性化し、より多くの若者を惹きつける魅力ある存在となることが重要である。

①知の拠点としての地方大学強化プラン

地域ニーズに対応した高等教育機関の機能を高めるため、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地域とのつながりを深め、地域産業を担う人材養成など地方の課題の解決に貢献する取組を促進する。

【具体的取組】

◎地（知）の拠点としての大学等の機能強化

- ・平成 27 年度より新たに実施している「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」により、若年層の地元定着を引き続き促進する。

◎地域活性化に貢献する国立大学の取組への支援

- ・第3期中期目標期間（平成28年度～平成33年度）における国立大学法人運営費交付金の在り方に関して検討を行った有識者会議の審議まとめ（平成27年6月）では、機能強化の方向性に応じた3つの重点支援の枠組みを設け、その枠組みの一つとして、地域に貢献する取組等を中核とする国立大学を支援することとされている。これを踏まえ、その在り方について検討を行う。このほか、国立大学法人評価において、第2期中期目標期間に引き続き、各大学の社会との連携や社会貢献等に関する目標の達成状況について評価することとしている

◎地域活性化に貢献する私立大学等の取組への支援

- ・私立大学等改革総合支援事業（うち地域発展タイプ）、私立大学等経営強化集中支援事業及び地方の職を支える人材育成事業を実施し、経営改革や教育研究改革を通じて地域発展に貢献する地方私立大学の取組を推進する。

◎日本版 CCRC 構想の推進のための地方大学等との連携

- ・日本版 CCRC 構想の推進においては、地方の大学等との連携による生涯学習の機会の提供やアクティブ・シニアによる学生への指導等の場づくりなどソフト面の在り方についても、他の施策等と一体的に更なる検討を進め、成案を得る。

②地元学生定着促進プラン

地方大学等への進学、地元企業への就職や都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源をいかした教育活動を推進するとともに、地元就職につながるキャリア教育や、地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力を強化する。

【具体的取組】

◎大学生等の地元定着の促進

- ・地域産業の担い手となる学生の奨学金返還支援のための基金の造成や独立行政法人日本学生支援機構が設ける無利子奨学金の地方創生枠の仕組みについて、地方公共団体や学生に対し更に周知し、積極的な活用を促す。
- ・私立大学等経常費補助金の配分や国立大学法人運営費交付金の取扱いにおける入学定員超過の適正化に関する基準の厳格化等を本年中に措置することを通じ、大学等における入学定員超過の適正化を図り、大都市圏への学生集中を抑制する。

◎学校を核とした地域力の強化

- ・全公立小・中学校区において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の取組を一層促進するとともに、今後の学校と地域の連携・協働の在り方や推進方策等について検討を進め、結論を得る。

- ・農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。
- ・都道府県等にキャリアプランニングスーパーバイザーを配置し、地域を担う人材育成・就労支援を促進する。

③地域人材育成プラン

大学や高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとする高等学校における、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化することにより、地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出する。また、地域に根差したグローバル・リーダー育成の取組を推進する。

【具体的取組】

◎地域産業を担う専門的職業人材の育成

- ・地域産業を担う専門職業人を育成するための教育が各々の地方の高等教育機関で受けられるよう、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度設計に向けて結論を得るべく検討を進める。
- ・大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを国が認定する制度を創設し、地域を担う社会人の学び直しを促進する。
- ・地域産業の振興を担う高度な専門的職業人材の育成を行う高等専門学校、専修学校、専門高校をはじめとした高等学校の取組の推進については、以下の通りとする。
 - －国立高等専門学校において、社会的な要請が強く、人材育成が喫緊の課題となっている情報セキュリティ、海洋、ロボット、航空整備技術に係る人材育成の取組を支援する。
 - －「成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進」事業及び職業実践専門課程の認定制度等を通じて、専修学校における地域産業の振興を担う専門人材の育成を推進する。
- ・全国産業教育フェア等を通じ、専門高校等の取組や生徒の学習成果を広く PR する。

◎地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成

- ・大学生や高校生等を対象とした「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」において、特に、平成 27 年度開始の「地域人材コース」により、地域に根ざしたグローバル・リーダーの育成を一層促進する。また、地域の大学等が地方公共団体等と協力して行う外国人留学生の住環境の整備や就職支援等に関する先行的取組を支援する。さらに、地域の大学と海外の大学等との連携・交流を一層促進する。
- ・国際的に通用する大学入学資格が取得可能な教育プログラム（国際バカロレア・ディプロマ・プログラムについては、科目の一部を日本語で実施しても認定可能となるプログラムの開発に引き続き取り組む。

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

(2) 出産・子育て支援

長期的な視点に立って少子化対策を進める観点から、結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、きめ細かな対策を総合的に推進することが必要である。産休中の負担の軽減や産後ケアの充実をはじめ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を構築するとともに、産科医の地域偏在が見込まれる中、地域における周産期医療体制の確保を図ることが重要である。加えて、理想の子供数を持ってない理由として、子育てや教育に要する費用負担を挙げる人の割合が高い状況にあることから、その負担軽減も重要である。

②子ども・子育て支援新制度」の円滑かつ持続的な実施等

子育てをめぐる環境が大きく変化する中、平成27年4月から実施されている「子ども・子育て支援新制度」について、財源を確保しつつ、幼児教育・保育、地域の子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図る。また、住民のニーズに基づき、全ての子育て家庭への子育て支援に関する施設・事業の計画的な整備を図る。

【具体的取組】

◎子ども・子育て支援の更なる充実

- ・「子ども・子育て支援新制度」を通じて、幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」(待機児童の解消に向けた保育の受け皿の確保や身近な子育て支援サービスの提供)及び「質の向上」(職員の配置や処遇の改善等)を行う。その際、市町村が、住民のニーズを把握し、地域の実情に応じて、計画的に提供体制の整備を図る。また、そのために必要な1兆円超の財源の確保については、消費税財源から確保する0.7兆円程度を含め、適切に対応する。
- ・幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化にかかわらず子どもを受け入れられるとともに、地域において子育て支援を提供する認定こども園については、最終的には地域、事業者の選択に委ねることとしているが、認定こども園への移行などの希望をかなえるための支援を通じて、その普及を図る。
- ・都市部のみならず様々な地域のニーズに対応した多様な子育て支援の充実に向けて、利用者支援事業、地域子育て支援拠点、一時預かり、多様な保育等を提供する。
- ・財源を確保しながら幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に実施していくなど、教育費の負担軽減を図る。

③周産期医療の提供体制の確保

産科医数の地域ごとの検証や産科医の地域偏在の是正に関する取組を進めるとともに、女性医師が勤務を継続できる体制を整備する。また、産科診療所勤務の医師が高齢化により離職するといった状況を見据え、周産期医療提供体制の確保を図る。

【具体的取組】

◎地域における周産期医療提供体制の確保

- ・産科医の育成・増加策や、産科医の地域偏在の是正に関する施策、地域の産科病院の基幹化、妊婦健診施設と分娩施設間の連携強化、中核病院や大学病院等から産科医不足地域への産科医派遣の支援などの対応を進めていく。
- ・加えて、院内保育、夜間保育、病児保育、復職支援等の充実等により女性医師が継続的に就労できる勤務環境を確保していく。
- ・地域における周産期医療提供体制や妊娠・出産支援の在り方について検討するため、有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、こうした課題に対応していく。

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(2) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

①地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成

「総合戦略」が対象とする5年間のうちに、今後の地域の在り方、事業の取組方向について、集落生活圏単位で地域住民が主体的に参画し、地域の将来ビジョンを盛り込んだ「地域デザイン」（今後もその集落で暮らすために必要な、自ら動くための見取り図）を策定し、事業に着手することが求められる。「地域デザイン」は、「地方版総合戦略」に反映されることが望ましい。

【具体的取組】

◎ワークショップを通じた地域住民による将来ビジョン（「地域デザイン」）の策定

- ・市町村のサポートや、ファシリテーターなど外部専門人材や地域人材、公民館等を活用し、地域住民が主体となって、今後の地域の在り方について学び考えていくワークショップの実施を推進する。その際、地域の現状や展望を整理する「地域点検カルテ」の作成を推進するとともに、「地域デザイン」の策定・実行まで長期間を要し得ることを踏まえて支援する。

③地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保

日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結ぶとともに、地域住民のニーズに対応した、地域の運営組織等が提供する生活サービスの多機能化、生活サービスを持続していくための物流システムの構築等を推進することが重要である

【具体的取組】

◎生活サービスの集約・確保やネットワークの維持等の推進

- ・先発事例の整理・情報提供等により改正地域再生法に基づく取組を推進する。
- ・拠点施設における福祉サービスのワンストップ化を推進する。

- ・住民の買い物等を支える円滑な物流のため、運送各社等が連携した新たな共同配送スキームの構築やボランタリーチェーン等との連携、安定的な石油製品の供給システムの確立を推進する。
- ・域内の人・モノの複合的かつ効率的な輸送システムの構築や、特区等において自動走行などの近未来技術の実証等を推進する。
- ・学校統合を検討する場合、小規模校存続を選択する場合、休校した学校を活用・再開する場合に対応して、その検討に資する手引の更なる周知を図るとともに、活力ある学校づくりに向けた支援の拡充を図る。

IV. 地方創生に向けた多様な支援

2. 支援の拡充

(2) 人的支援

地方創生の深化に向けた様々な枠組みづくりや取組が実現されるよう、各分野・各地域における人材の発掘、研修・育成、マッチングから着任後のサポートまで、各ステージにおける支援策を確立し、地方創生を担う様々なタイプの専門人材について官民協働で体系的、総合的に確保・育成するための「地方創生人材プラン（仮称）」を、年末までに策定するよう検討を行い、成案を得る。